

午後1時30分開会

○林委員長 ただいまより企画総務委員会を開会いたします。

欠席届が出ております。環境まちづくり総務課長、全国自転車施策推進自治体連絡協議会理事会及び研修会出席のため欠席です。（発言する者あり）公務です。公務出張。次に、施設経営課長、そして政策経営部の人事課長が公務のため欠席となっております。（発言する者あり）はい。

お手元に、本日の日程をお配りしております。陳情審査が、参考送付を含めて5件、報告事項が4件、その他と進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、1の陳情審査に入ります。

（1）継続審査になっております送付30-1、明大通り・街路樹の保存に関し拡大協議会開催を求め、加えて道路整備方針に関する陳情。参考送付、現下検討中の道路整備方針に関する陳情。送付30-8、千代田区議会に対する陳情。送付30-13、障害者のために明大通りのプラタナスの街路樹の復元と保存を求める陳情。送付30-15、明大通り二期工事区間の片側1車線化の説明と中止を求める陳情ですが、以上、明大通りに関する陳情5件を一括して審査したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

それでは、まず、執行機関から進捗状況等の報告があればお願いいたします。

○谷田部道路公園課長 前回、10月の12日の企画総務委員会におきまして、この明大通りの沿道協議会の準備会を10月中にまず第1回目を立ち上げたいということで、ご説明を差し上げたところでございます。その進捗状況でございますが、現在10月、まあきょう31日なんですけど、ちょっと日程がなかなかうまく合わずに、今現在、まだ第1回目開催できてございません。で、日程につきましては、早急に調整をし、もう来月、あしたから11月になりますけども、11月に第1回目開催を、早期に開催をし、この協議会での、準備会を終えた後の今度協議会に向けての確認をとりながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○林委員長 はい。進捗の報告とあわせて報告事項の環境まちづくり部の（1）の千代田区道路整備方針（素案）につきましても、陳情とかかわりがあるものですから、報告をお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 千代田区道路整備方針につきまして、環境まちづくり部資料1に基づき説明させていただきます。

本年4月25日に報告させていただき、以降、何度かご意見をいただいたところでございます。今回、どこがどう変わったかというところをわかりやすく変更点を資料のように一覧としてまとめました。左にページがございまして、当初変更点があります。そして、右に変更日を記入いたしました。変更点につきましては、複数変更があった場合は、最終変更したものを示してございます。今回は、この本日変更のある4点ですね。変更日というと10月31日となっているところの4点についてご説明させていただきます。

資料を2枚おめくりいただいて、ページ1-4でございます。前回、はやお委員から安心・安全もわかるが、環境を大切にするとということを図の中に表現できないかというご意見がありまして、この図の中で、これを上にしたりとかという、そういう表現がなかなかしづらいということもございましたので、冒頭のほうに追記させていただきました。

次に、1枚おめくりいただいて、4-7でございます。こちらは、小枝委員から緑陰の効果を入れるべきだというご意見がありまして、こちらのように「街路樹の機能（景観・生活環境・緑陰等）を活かし、歩行環境の快適化に努めます」とさせていただきました。

続いて、4-9でございます。こちらは、木村委員から成木で10メートル程度という表現があったんですが、それは入れないほうがいいんじゃないかというご意見がありました。ご指摘のとおり、これは方針、ビジョンでございますので、余り詳細な数値を入れられないほうがよいのではという考えから、削除させていただき、また、植栽間隔についても、そういう数値について削除させていただきました。

最後に、5-2でございますが、決算特別委員会等で課題として上げられました地域への意見聴取ということで、「沿道協議会」を設置することを基本としつつ、参画・協働の趣旨を踏まえ、整備内容や地域事情を考慮しながら、さまざまな意見聴取の手法を検討の上、事業を進めていきます」と。「さらに」以降は、5月25日に変更させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○林委員長 はい。協議会についての進捗報告とこれまで当委員会で調査を重ねてまいりました道路整備方針（素案）の変更点についての報告でございました。

委員の方、何かございますか。

○小枝委員 この資料については、今、初めて見ているものですね。今初めて。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○小枝委員 そうですね。で、この内容が、こちらの冊子のほうに落とし込まれていると。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうです。

○小枝委員 ということですよ。そこをたどりながら、論点を確認させていただきたいんですね。

まず、私が指摘している事項に関してなんですけれども、当初の冊子なので、今とは違っている可能性がありますけれども、ページでいうと4-2というところの将来像が、1、2、3というふうにあったわけなんですけれども、そこに将来像1、誰にも優しい、将来像2、街並み、環境配慮、将来像の3で、地域みんなで支えるということが書かれていて、それで、2のところの考え方に、景観とか緑豊かであるとか、それからヒートアイランドの観点、地球温暖化の観点ということが位置づけられていないですねということを私がいつの時点か記憶しておりませんが、何度か申し上げているんですけれども、この点はどういうふうになっているんでしょう。具体的に申し上げますと、将来像の2のところ、街並みや環境——環境のところ、環境・景観に配慮した緑豊かなうるおいある道路というふうにするということを考えました。本当だったら一問一答でやるべきなんだろうけれども、運びのところを配慮すると、ちょっとこちらの意見として申し上げたほうがやりやすいかなというふうに思っているんで、一旦言っちゃっていいですか。

○林委員長 うん。いや、1個ずつ確認していきましょか。

○小枝委員 はい。そうですか、はい。

○林委員長 どうぞ、基盤整備計画担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 この景観というところですが、この街並みというところの形成ということで表現しております。

○林委員長 街並みというのが景観だというふうに解釈してくれということなのかな。

はい。どうぞ。基盤整備計画担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 景観をそのまま解釈ということではないんですけども、そちらについて、街並みの形成についても、配慮して整備していくということでございます。

○小枝委員 先ほどのはやおさんのところのベン図との関係もあるんですけども、そこでも、本当であれば景観形成マスタープランの位置づけというのも入っていないと、緑、街路樹との関係では、議論ができない、テーブルに位置づけられないということなんですけれども、ここは、あれもこれもは書けないよということをおっしゃいますよね。

だから、文章上は、街並みというから、街並みといったら景観だというのは、日本語としてはちょっと。それだったら、景観形成マスタープランは、街並みマスタープランになっちゃうんじゃないかなとか。まあ、そこは、軸足の問題なので、印象というか表記の問題なので、景観・環境・緑ということ、ページを割かずにもきちっと入れ込んでいくことは必要じゃないかということをおっしゃっています。

で、その文章上は、3行目のところに、まちの個性を引き出すというふうになっているんですけども、まちの個性って、ここもまちの個性というのは、まちの景観を形成するものというふうに書いたほうがいいんじゃないかと。まあ、表現なんですけれどもね。

で、そして、その景観を形成するにとどまらず、これは、前にも一度言っているんですよ。ヒートアイランド対策の観点、地球温暖化防止の観点も大切ですよ。環境モデル都市としてふさわしい街路樹植栽を目指しますということが入ると、この将来像の2のところに、その位置づけが入ってくるということを提案いたしましたんですけども、そのところはというふう読み込まれているんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この将来像2のところにも、ヒートアイランド対策の観点を入れているつもりでございます。

○林委員長 課長、今指摘されているのが、一つが「景観」というワードを、言葉をどこかに入らないかということ、それと「環境モデル都市」というワードが入らないかということ。で、あわせて3行目のまちの個性というところ。ここはいろんな受けとめ方があるんでしょうけれども、まちの個性ではなくて、街並み——何でしたっけ。

○小枝委員 景観を形成する。

○林委員長 景観を形成するとかということに、以前も指摘したんですけども、変更ができなかった理由ですとか、内部調整で。それとも、まあ、忘れていた——までは言えないんですけど、あんまり庁内で、内部のほうで検討されなかったのかどうかということをお聞いているんだと思うんですよ。ええ。どうぞ、引き続き。

○須貝基盤整備計画担当課長 この将来像——あ、失礼しました。

○林委員長 課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 この将来像2のところで、そのようなご指摘を受けたという記憶がちょっとございません。

○林委員長 ない。（発言する者あり）

ちょっと、じゃあ休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時50分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

基盤整備計画担当課長。答弁、はい、お願いします。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまのご意見の景観ということですが、景観とこの街並みという言葉で、私どもは、ほぼ同じと、近いというところで考えておりました。ただ、街並みというほうがやわらかい表現なのではないかということで、こちらを採用させていただきました。この景観につきましては、一時持ち帰りさせていただきたいと存じます。

それから、環境モデル都市ということにつきましても、これも持ち帰ってさせていただきたいと存じます。

あと、もう一点、位置づけの図のところですね。そちらに「景観形成ガイドライン」というのを入れられるかと、入れたほうがいいのではないかというご意見ですが、それについても持ち帰らせていただきます。

○林委員長 はい。

そのほか。

どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 4-5についても指摘をしています。それは「災害に強く緊急時にも機能を発揮する道路」という表記のところで、街路樹の火災被害軽減効果であるとか、焼きどまりの事例とか、阪神淡路大震災でも記述を大いにされている部分で、文言的には、私はこのように言ったと思うんですけども、「関東大震災、阪神大震災時の歴史の教訓を踏まえ、街路樹の災害対策に果たす役割を十分理解し、整備を行う」というのを1、2、3、4のぼちの下に、五つ目のぼちで入れたらどうかというふうに申し上げていますが、それはどうなりましたでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらについては、前回もご意見いただいたのは、承知しております。そのときにも答弁させていただきましたが、千代田区においては、家屋の延焼ですとか倒壊、そういうものが、そういう機能は、千代田区の整備の中で、街路樹にはちょっと求めていないというか、表現するには、ちょっとなかなか難しいというところでございます。

○小枝委員 えっ。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 その答弁は、たしか、きょうの説明でいうと——あれ、なくなっちゃったのかな。

○林委員長 後ろのほうの。

○小枝委員 街路樹特性がどうだとか言っていなかったでしたっけ。

○林委員長 ああ、一般的な機能、街路樹の。

○小枝委員 はい、はい。

○林委員長 はい。参考4に。

○小枝委員 追加したというのは、なくなっちゃったんですか。

○林委員長 いや、ついた——ついたままですよ。（「参考資料」と呼ぶ者あり）参考資料ではついてある。

○小枝委員 それは、何ページのどこですか。

○林委員長 参考4という、後ろから2枚目ですね。

○小枝委員 ああ。

○林委員長 後ろから2枚目。

○小枝委員 この、もともとある、書いていますよと。参考4のところに、防災機能という位置づけ、街路樹の一般的な機能の五つの機能として書いていますよという答弁なんですかね。何か私が答弁するのも変なんですけど。

○林委員長 答えますか、もう一度。

○小枝委員 かみ合わない。

○林委員長 基盤整備計画担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらに書いてあるのは、一般的な機能として、街路樹の機能の中に防災機能というのも入っているということで、こちらに入れさせていただいております。

ただ、千代田区の中で、樹木等に延焼防止ですとか倒壊を防ぐと、そういうところはあんまり求めているないので、表現としてはなかなか入れづらいというところがございます。

○林委員長 いいですか。一般的な日本の国の一般的な街路樹としては、家屋の倒壊とか延焼を防ぐ機能はあるけれども、千代田区の道路整備方針で、千代田区の街路樹には、その機能は期待できない街路樹なんだという、そこまでこう、倒壊を防いだり、延焼を防いだりするような大きな木とかまでは、街路樹では植えられないということなんですよ。いいの、違うの。

どうぞ、担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。今、委員長のおっしゃったとおりと、あと、さらに、台風とかで電柱とかが倒れるというのはありますけども、そういうのは、大体が街路樹が倒れて、その架空線を引っ張って倒れたりとか、いろんな看板だとかが飛んだりして、それが架空線にひっかって電柱が倒れたりとか、あるいは街路樹単独で倒れたりとか、そういうものがございますので、積極的にそれを、街路樹を防災機能として入れるということは、考えてございません。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 そこは、阪神淡路大震災と関東大震災ということを行ったのは、いずれも都市型災害なんですよ、都市の直下型。で、都市の直下型が起きたときに、本当に大変な状況になるだろうことは、もちろん木があればどうなるかまでは思わないんですけども、ただ、いろんな、上から落ちてくるものに対して、路上で揺れたときに、とっさにやっぱり何かの陰に隠れるという安心感。もちろん、持っていたら、子どもはランドセルとか大人はかばんとか、そういうことなんだけれども、そこは、やっぱり位置づけとしてないと、いかにもこれから将来、これパブリックコメントもするわけですよ。そうすると、これは千代田モデルで千代田ガラパゴスですという感じになっちゃって、都市型災害における樹木の役割というものを消去してしまうということ自体が、ちょっとこう、不自然、行き過ぎなことになってしまうので、そこは検討いただきたい。

そして、何でもコンクリートで、強靱な都市にもう完全になっているというふうイメージしているのかもしれませんが、まだ沿道には、木造の家屋や民家も多数あります。で、そういうふうなところとの関係やそこをすぐに走れる健全な人ならともかく、そうでもない、つえや車椅子でというふうになったときに、どこに身を寄せるかといったら、心理的にはやっぱりそういうところがあるんですね。こっちから車が飛んでくると思えば、やっぱり樹木があると、そのこっち側に。上から何か落ちてくるんじゃないかと思うと、木陰にというのは、やっぱり人の心理として、それが本当に100%命を守るかどうかということは、これは都市型災害、これから起きるのは大変なことです。そのゼロ、100の話をしているのではなくて、この位置づけを恐らく防災の専門家に聞けば、全然ふれないというのは、ちょっと行き過ぎというかそういうふうに思いますので、そこは千代田区はなくてもいいんだという話にはならないんじゃないかと思います。いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 落下物というお話があって、それを防ぐ場合もあるかと存じますけども、千代田区の余り広くない歩道の中で、街路樹をそこまで落下物を防げるまで広げられるとか、道路の制約がある中で、なかなかそれは難しいというところがございますので、それを、ですから最初の位置づけのところには、地域防災計画とかというのを、それももちろん入れるようには入ってございます。地域防災計画には、その街路樹を災害のためにということがちょっと書かれてはいないんですけれども、ですから、この中で、区としては積極的にこの樹木で防災をしていくというところは、なかなか表現しづらいというところですよ。

○林委員長 もう、あんまり、やりとりになっても平行線になってしまうんで、ここの災害に強く、4-5で書いてあるのは、地中化のことなんですよね。一つ目のぼちも電線類の地中化を推進します。次も、地中化についてはとか。だから、地中化についての指針のところ、地中化のことしか書いていないんですよね、ここ。（発言する者あり）

だから、（発言する者あり）うん。小枝委員言われた、もし何かビルの上から何か落ちてきたときって、わからなくもないですけど、ここの主目的は、地中化以外に何かあれば、では、地中化以外で、災害に強く緊急時にも機能を発揮する道路のが、何かあればいいんでしょうけども、特にならなければ、地中化メインの表現方法しか、ここで、それ以上でも以下でもない。あるのかな、答え。

○須貝基盤整備計画担当課長 道路の……

○林委員長 うん、休憩する、また。しますか。答えられるの。
休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時06分再開

○林委員長 再開いたします。

基盤整備計画担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまの災害の点につきまして、樹木が、千代田区では木造密集という地域がありませんので、その木造家屋の延焼ということで、木がそれを防ぐというところは、こちらではなかなか期待ができないということで、私どもは考えてございます。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 そこについては見解がどうしても相違してしまって非常に残念なんですけれども、まだ、先ほども申し上げたように、木造の家屋もありますし、それ以外にガラスが落ちてくるとかそういう心理的効果。あとは、区道といっても細い区道だけではなくて、広い区道にしっかりとした根の生えた木もたくさんありますので、そういうところの位置づけを考えれば、ちょっと今の答弁では、まあ、私は理解ができませんけれども、行政がこの原案をつくるに当たっての、そこは譲れぬ信念だというふうに受けとめましたので、一旦そこは終わらないと、ずっと平行線ではね、もう、もしあれなのでよくないので、次に行きます。

で、参画と協働のところが変わったというようなことをちらりとおっしゃったように思いますが、それは、どういうふうに。私のほうは、4-8のところに、「地域に愛され活用される道路」というところに、「道路整備の計画段階から、地域アンケートを行うなど広く意見を聴取し、沿道協議会を設置し、街路樹の更新」、何だっけな、新植と言ったかな、「含め、地域の参画と協働による整備に取り組みます」というふうな表記をしてはどうかと。

それとあわせて、4-11の「地域との協働による維持管理の推進」のところに、ワークショップ方式の採用ということも位置づけてはどうかというようなことをたしか申し上げたんですけども、今回の変更点と、ちょっと、きょうは初めて聞いているので、照合のする時間がないので、その辺をちょっとご説明ください。

○須貝基盤整備計画担当課長 前回、その4-8とそれから4-11、それから5-2というところに、ワークショップ方式ですとかアンケートというご意見はいただきました。

それで、意見聴取というところで、5のところにございますので、そちらのほうに、これからもワークショップですとかアンケートだとかいろんな手法は、検討の上事業を進めてまいりますというところを入れさせていただいております。

○小枝委員 わかりました。そこについては、住民参加型で進めるということですよ。以前の委員会集約の中で、平成29年の8月31日に、陳情審査に当たっては、千代田区参画協働ガイドラインに、道路改修や街路樹についても加えることという集約をしているんですね。で、それとそごのないものになっていけば、ちょっと今、この場で、ライブで文面の一言一句までそれを確認できませんけれども、課長がどんどんかわっているの、平成29年の8月31日の陳情との集約のときに、2点目として、千代田区参画協働ガイドラインに、道路改修や街路樹についても加えることというふうになっております。ただ、その後、そうはいつでも協働参画を、これ、バインダー式じゃなくて、もうこういうフィックスされたものですので、これを書きかえるのは困難であろうということ、考え方として、公園は位置づいているけれども、道路が位置づいていないことによって、いろいろそごが発生したということになって、この間積み上げがありますので、それを結局後手に回ると、いろいろ不信感、予算のこういう無駄遣いにも時間の無駄遣いにもなるということから、この公園整備の協働参画の考え方を反映した運営をしましょうよということが、平成29年に、8月31日にまとまっていますので、その考え方と整合されたものであれば、私としては了承しますということです。

この間、ちょっと別途お話ししたときに、えっ、そんなのありましたっけと言われて、

私も心細くなって、調べましたんです。そしたら、ええ、今の文面がありましたので、よろしいですか。それ、ちょっと先に伝える暇がなかったんで、いいですよ。

○林委員長 大丈夫ですか。行きますよ。

基盤整備計画担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。こちらの5-2のところの文面にも書いてございますが、参画と協働の趣旨を踏まえということで、どういうことができるかは、これからさまざまな手法を検討していくということ。まあ、ビジョンでございますので、これをしていく、これをしていくというところは、ここにはなかなか書けないのかなというところでございます。

○林委員長 いいですかね。

○小枝委員 はい。

○林委員長 まあ、あれですよ、5-2と4-8というのは、対になっているんで、表記方法ももう少し誤解のないように合わせたほうが、やりとりで、いいのかもしれない。ちょっと点検だけできますかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 4-8と、それから……

○林委員長 5-2。

○須貝基盤整備計画担当課長 あ、5-2。あと4-11ですか。

○林委員長 4-11もか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まあそちらについては、不備というか整合性をとるように、表現をちょっと考えさせていただきます。

○林委員長 いいですかね、そんな形で。一応踏まえた形で……

○小枝委員 はい。

○林委員長 黄色く塗られているんで、5-2を重点的に多分、表現で内部検討をされたんでしょうから。まあ、全部、整合性とれるような表記方法で。よろしいですかね。

○小枝委員 はい。

○林委員長 まあ、次は。あ、小枝委員、まだ。大丈夫。まだ。

小枝委員。

○小枝委員 いや、中身に関しては、私はもっとたくさん言っているわけですけども、きょうの変更点のところですね、陳情者が、まあきょう陳情審査から入っているわけで、陳情者が言っているのは、やはり環境、ヒートアイランド、地球温暖化という観点からの、非常に千代田区は機能主義に陥って、そういったトータルな視点で、環境まちづくり、環境が掲げられたまちづくりであるにもかかわらず、その環境的な視点というのが抜け落ちていたと。はっきり言えば、樹木のことなんか忘れていたよというのが、今回のこの通りに関するさまざまな行き違いであったということなんですね。それは、まあ議会側もそうであった部分があるわけですけども、説明が何もなかったという中で。それで、そこからすると、区民は、心配している。ちゃんと環境審議会なり——千代田区にはないんですけどね、景観審議会なり——これはあるんですけど、そういった専門家の意見をしっかりと聞いて、それで専門性の高い、やっぱりグレードの高い街並みをつくっていく、景観を形成していく、そして安心・安全な道路をつくっていくという、そういう専門性の高さを非常に求められているわけなんですね。

で、その点では、この道路整備方針は、そういった区のことをよくわかっている景観審議会なり、それからそういった環境の地球温暖化の会議であるとかですね、その他、エコシステムであるとか、そういったところの専門家の先生方、関心のある区民の方たちの議論に、やはりくぐらせるというか、熟させるというようなことがされていないところでのこのやりとりになっているという点では、非常に私は心配が残りますし、パブリックコメントに入っていくときに、非常に専門性の若干欠ける行政事務レベルのものになってしまっているという視点を受けるのではないかなという気持ちはあります。非常に、そういう点では、区長がつくると言っちゃったから、しょうがないからつくるといって感じになっているというのは非常に残念なんですけれども、このテーブルだけで物事をどうこうというふうに言うことはできないので、その辺は、再々度専門家の千代田区をよくわかっている景観、環境の専門家会議のところについて、これで将来的な道づくりが安心・安全と環境、景観を、何ていうか、バランスのとれた整備になるであろうというようなものに持ってってもらいたいんですけれども、その辺、今後の取り組みについてはいかがですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この道路整備方針ですけども、街並みへの配慮ですとか環境への配慮というものは、当然してございます。ただ、景観まちづくり審議会、ちょっと私の所管ではありませんが、この道路整備方針を審議する場ではないと考えてございます。

個別路線とかにつまましては、そのビスタ等を考える際に景観アドバイザーのご意見をいただくとか、そういうことはしてございます。実際に橋梁の色とか決める際には、アドバイザーの意見をいただいて実施しているところでございます。

○小枝委員 ちょっと答弁になっていないね。

私は、この方針について聞いていますので、個別のことは聞いていません。もし、その方針に専門性のそういう手順・手続をくぐらせることができない、まあできないことはないと思うんですけどね、十分にできないとするならば、それこそ例えばその協議会、沿道協議会にそういったしかるべき学識経験者を位置づけるとか、あるいは個別の計画の中で、そういった審議会、専門性の高い審議会等で確認をするとか。まあ、そういうふうな、何らかやっついていかないと、やはり行政や議会、事務レベルでは限界が、判断に限界が出てくるということも、今回の反省点としてはあるんじゃないかなというふうに思うものですから。何らか、私は、こうしたらああしたらと逃げ道を一生懸命出しているつもりなんですけど、何らかどうするというのを答弁いただきたいんですね。

○須貝基盤整備計画担当課長 この道路整備方針を作成するに当たって、専門家のご意見は聞いているところでございます。それがこの結果というか、なっております。

○林委員長 また平行線になって……。どこまでが専門家の領域かわからないですけども、庁内では一応専門家のご意見を聞きながらできた。で、今、素案をやっています、委員会のほうで、で、陳情書にあるような形で、景観まちづくり審議会ですとか環境整備協議会とか千代田エコシステム推進協議会の方にかかる議題ではないというのも、それは皆さんもおわかりだと思います。案件が違う、委嘱の案件と違いますから。ただ、まあ、言われたい、例えばこう、素案が固まった段階で、委員の方に参考で送って、ご意見が何かあれば言っていただきますとか、そういった汗のかき方とか幅広い意見の聴取というのでできるんだとしたら、陳情者の意向に半分ぐらいは、多分これ、策定段階からというのと、

かなり難しいんですよね、きっとね。委嘱なんですよ、行政委員というのは、それぞれ区長の委嘱で、案件が、この案件について委嘱しますですから、ここまで広がったというのは、区議会ぐらいしかきっと幅広にできないんでしょうから。素案ができた段階で、ちょっと意見聴取を、ただ単にパブコメをやりましたというよりも、その辺の流れのぐらいいは、できるんだったらどうですかねと。

○小枝委員 それは、やり方としてはありだと思います。

○林委員長 どうですか、それは、素案が固まったら。（発言する者あり）うん。まあ全部——全員じゃないですよ。全員に聞いたら、多分大変なことになる。その方だけになるんでしょうけど。とりあえず陳情で一番わかりやすいのが、景観まちづくり審議委員って、何人ぐらいいらっしゃるだろう。（発言する者あり）いってる。休憩したほうがいい。

うん。じゃあ、休憩します。

午後2時20分休憩

午後2時24分再開

○林委員長 では、委員会を再開いたします。

基盤整備計画担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまの小枝委員のご意見の、景観審議会にこういうものを諮れるかということでございますが、正式な機関としてそれを諮るということは、なかなか難しいところがございます。

ですので、この素案ができた段階で、パブコメ等とあわせて意見聴取できるかということをご打診できるか対応してまいります。

○林委員長 よろしいですかね。まだお答え。一通り、大体。はい。

では、ほかの委員の方。

○はやお委員 ちょっと基本的なところを確認になるんですけども、きょうの資料の環境まちづくり部資料1ということで、私の、その関連図というか、何ていうんだろう、ベン図と書いてあるけどベン図じゃなくて、この計画や施策との関係なんですよ。その中に書いてある右側の変更点のところの「ユニバーサルデザインや環境などに関連する計画や施策との整合を図りながら」と書いてある、ここの、ちょっと基本的なこと過ぎちゃって、先ほどの小枝委員との話もかぶるのかも。この「環境など」という点について、この言葉の定義をもう一度確認したいんですけど、この「環境」とはどういうことか。

○須貝基盤整備計画担当課長 言葉の定義といいますか、緑も含めて、最初にこのまちづくりにかかわる分野別計画というのを当初から入れている項目がこちらの中で、緑の基本計画だとかふやしたところがございます。

で、環境の対策等、計画についても、この中には分野別計画というところに入っていると。ここにいろんなものを羅列するのも、ちょっと、今からではなかなか難しいところがあるので、こちらのほうでまとめさせていただいたということがございます。

○林委員長 環境の意味。

はやお委員。

○はやお委員 緑も含めてということで今お話しいただいたんですけど、ここの文章で、「必要であります」と。ああ、そのとおりですよ。それで、ここのところのこの素案を見ると、第1章、「方針の概要」について、そして方針策定の背景というふうに書いて

ある。下から2行目って書いてあるんですけどね、あ、3行目ぐらい。「誰もが安全で安心して快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方に立ちつつ、環境、防災、街並みの視点や利活用等を含めた道路の将来像との整備のあり方を示す「千代田区道路整備方針」を策定します」と。まさしく、このことをただなぞっているだけなんですよ。で、図の施策との関係という点については、当然このところに書いてあることをなぞって言いましたよとって——という点においては、何の意味を持って、またもう一回言っているのと確認をしたい。それが、だからどういうことなのか。

で、どんどん言いますけれども、今回の道路整備方針については、ここはちょっと、私もちょっとこの常任に入ってきたのが終わってからで、進捗状況の中で入ってきたから難しいんですけど、最初は、街路樹に対しての話の中に、やっぱり道路整備方針をつくることによって、少しそこを明らかにしていこうねという考え方だったのではないのかなと思う。だからこそ、こういう方針の中に入っているんだけど、その辺がちょっと、元に戻るかもしれないけど、この道路整備方針というのは、何のために、今までやっていなかったからというかもしれないけど、何のためにここを今スタートになったのかというのが、やっぱり僕は見えないんですよ。だから、そこをちょっと、もう一度詳しく答弁いただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず1点目のこの施策との関係というところでございますが、まず最初にご説明させていただいたとおり、この図のほうで、なかなか表現を変えるというところが難しいところございましたので、同じ表現、最初のところと同じ表現になってしまうかもしれませんが、このところで、冒頭のところに入れさせていただいたということでございます。

それから、この道路整備方針を作成するに至った経緯でございますが、当初は街路樹というお話があったかもしれませんが、今まで道路公園課というところで道路を整備してきたところはあるんですけども、統一した考え方というところもあったんですけども、それがなかなかこういう文章というところで明文化されていなかったということがございましたので、これをあわせてつくるといふことに、考えに至ったところでございます。

○はやお委員 まあ、だからこそね、本会議でのあれで、この道路整備方針ということをも物語りにしちゃったと思うんですよ、街路樹に対しても含めて。

まあ、それがいろいろ、酌み上げてきた中で、今もね、最初はそういうこともあったかもしれない。でも、道路整備方針について、できていなかったところでやるといったように、やっぱり一番は、このところの街路樹のことというのは、非常にウエートの高い、ファクターとしては非常に大切なところなわけですよ。で、私が何度も何度もベン図とは、皆さんベン図をつくるんじゃないと私は言ったつもりが、ベン図だ、ベン図だと言われちゃうと、そう——これ、もう恥ずかしいですよ。5月の25日、7月の4日、7月の25日、10月の31日と、きょうを入れて4回もやっていて、このベン図というか、この図だけで、私が飛ばしているみたいのように言っているんだけど、私の言っていることわかりますかと言いたいわけなんですよ。

それは何かといたら、さっき緑、環境と言ったように、緑ということは大切です。そして、何でしたっけね、ここに書いてあった、緑の方針というところが、ここが明確に、例えば緑の基本計画、これがどういうふうな上位関係とまで言わないけども、関係図があ

るかということを示さなかったら、街路樹の計画がないまでも、こういう位置づけですよということが明確にならないと思うんですよ。だから、ここまでこだわって、で、今後、ある委員の方は、あるというか木村さんは街路樹方針をつくるんだと。そうすれば、いいよ、これ、この程度でというような話も出ていますよ。でも、それをやるにしたって、この図の関係が施策との関係がはっきりしなかったら、だめでしょということ。で、フローを、前回一番最初につくったそこを訂正すべきじゃないんですかと私は言っているんだけど、どんどんどんどん、ますます、私と違う方向に流れていって、あるときは、本当に集合のベン図みたいになっちゃってね、そんなことを私、いつ言いましたかと言ったぐらいで。ちょっとこの辺のところをどういうふうに考えているか、もう一度お答えいただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。本当にこのところは、わかりやすくという考えで……

○はやお委員 わかりにくいんだよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 直したところが余計わかりにくくなったというお話ですけども。あと、先ほどの緑の基本計画が上だとかという、そういうご意見もございましたが、基本は、この都市計画マスタープランという、まちづくりの大枠の計画があって、そこからこちらにある緑の基本計画ですとか交通バリア基本計画、構想、そういうものが並列に並んでいて、横にらみしながら整合を図っていくということで、このような表現とさせていただきます。

○はやお委員 そうすると、みんな横並びになって、何か保存計画のね、外濠の保存計画の、何ていうんだろう、協定書みたいな、この四つは、もうみんながちっと、同時なんですよというような感じなんです。そうじゃないでしょう。

で、4月25日のところで、都市計画課長のほうの答弁があるんですね。俺、これ、すごくわかりやすいと思うんですよ。まあ、これ全部読んじゃいますよ。「今、例示でご指摘いただきました壁面ですが、まあ屋上緑化ですとか、そういった面的な緑化を進める話ですか。そういったものも入ってございます」。これはまあいいよ、具体的に。「緑の基本計画についても、都市計画マスタープランと同様に、しばらく改定をしていない状況でございますので、並行して議論を深めてまいります。緑については、その二つが上位計画になって、確かにガイドラインについては、その、何ですか、それらを具現化する、現実には道路等を落とし込むためのガイドラインということなんです。その辺りの整合性については、しっかりと諮る必要があると思いますし、」と書いてあるわけだ。つまり、何かといたら、都市マスとこの基本計画というのは、上位の計画として重要ですよと答弁しているんですよ。

だったらば、何で並行に置くんですか。それで、緑の計画については、しっかりとやっけていかないと、街路樹の計画をみんな望んでいるわけですよ。だから、このところをしっかりとやらなくちゃ。だから、何度言っても理解してもらえないんだったら、好きにやればと。もう、最後、私はさじを投げたいんですよ。私のために、何かとめられているみたいなね。だから、言っていることわかりますかと、何度も言っているんですよ。一つとして、私が言っていることについて、努力した形跡はないんですよ。（発言する者あり）えっ。（「別に」と呼ぶ者あり）あ、いいんですよ。いや、私のとおりにしろということ

じゃないんですよ。それがこれだというんなら、もう自信を、堂々とやって、やってもらうしかないんですよ、執行権で。でも、私は指摘しましたよと、だんだんだんね、もうかみ合わない議論をもうこれ以上するのも、もう疲れるよというところなんですよ。言っている意味、わかりますよね。ちょっとそれをお答えいただきたい。

○林委員長 景観・都市計画課長。

○印出井景観・都市計画課長 はやお委員の引用いただいた答弁なんですけども……（発言する者あり）非常に、何ていうんですかね、道路の機能というのが、交通機能だったり、空間形成機能だったり、市街地形成機能だったり、あるいはインフラ収容機能だったり、さまざまな要素があると。その中で、街路樹や植栽を初めとした緑の要素も多くございます。その緑の要素の部分については、やはり緑の基本計画との関係でいうと、上位、下位の話になるんだろうなと思うんですけれども、ほかのさまざまな道路整備方針の要素も含めて、トータルでなかなか、上、下というような位置づけができない中で、基盤整備計画担当課長も非常に悩んでいるような状況で、単純に上下、緑について言えば単純に上下という説明もできるのかなと思うんですけれども、その他の機能も含めたときに、なかなか難しい状況にあると、私もそういうような趣旨の中で、今、ご引用をいただいて、ご答弁を申し上げたという認識でございます。

○はやお委員 だからこそ緑については、特段関係をあらわさなくちゃいけないんじゃないんですかということを書いていたつもりなんですよ。上位計画である都市マスタープランということの関係がどうなっているのか、それが横並びにこういうふうになっていることによって、私もわからなければ、きっと区民の方も何が書いてあるかわからないですよ。羅列ですよ、はっきり言って。で、これで何を——何度も言うけど、区の計画や施策との関係と言っているんですよ。何がわかるんですか。ただ並べてみただけですよ、ちょっとやってみただけですよと、何度も言っているんですよ。

でも、1回最初にフローを、関連図の上位とは言わないけれども、関係の矢印のフローをつくったわけですよ。そこをメンテナンスしてくれと言っているのに、何かこういう感じからすると、それを明らかにすることができないかのような、また何だか、煙に巻くような感じのどんだんどんだん。それで、いつの間にか、私も言っていないのに、言ったとおりやっているのがこれですよと言われても、全く違うことを言っているんですから。だったら、ちゃんと自分で主張してくださいよ。で、これが、上位はつけられないというのに、何で一番最初のときに、そういう上位とは言わないけども、関係図の中で、若干の位置ずれをわざと出したんですよ。

○林委員長 今お答えできますか。休憩、また。（発言する者あり）うん。4回目ですけど。（「うん」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後2時37分休憩

午後2時43分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

関連するんで、小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 はやお委員の質疑を聞きながら、当初の平成29年6月20日に、（仮称）千代田区道路整備方針の策定についてという、委員会、環境まちづくり部資料を出してい

るんです。それは、6月に石川区長が再選されて初の議会の本会議場で、いろいろ、道路についてはいろいろあったと。で、ついてはこういうふうな予算を出しますとって、600万円の予算組みがされたんだけど、実際240万ぐらいの契約だったと思います。

そこに書かれているのが、当初の論点をほぼ盛り込んでいるんです。基本的な内容という中の将来像と基本方針というところに、「人に視点を置いた道づくりを柱に、防災や環境、景観、街路樹を含む道路緑化のあり方を含めた道路の将来像とその基本的な指針等について整理します」というふうに書いている。それが、通常であれば、この方針の概要の1-1のところの表記にすっと入っていきなくちゃいけないのに、ここもなくなってしまっている。で、先ほどの1-4の図のところの議論でいうと、ここで言われているように、ユニバーサルデザインの考え方と環境防災、先ほどの、何でしたっけ、防災、景観、環境、街路樹を含む緑化のあり方というのを一つのバランスとしてしっかりとつくり上げるというふうなことが、この当初の道路整備方針の目的だったということから考えると、この図のあり方は、まあ法律的にも緑の基本方針というのは、これ、法定の計画ですから、法定の計画が横並びになっちゃうのもおかしい。都市計画マスタープランと緑の基本計画と、それからバリアフリーに関する何か法定の指針、方針があるんじゃないかな。そういうものが上に来て、あとはそれに基づく細かいものが入ってくるというような形になるんじゃないかというふうに、当初目的に照らしてもそういう整理がされていくのが、まあ、ゴールが近づいていると思いますので、そこを見たいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。現担当者は、この××さん時代のこの紙をしっかりと持っていますか。

○林委員長 名前は控えてください。（発言する者あり）

○小枝委員 あ、名前は、すみません、削除で。

○林委員長 基盤整備計画担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまの6月20日の資料というのは、今、ちょっとこちらに持ち合わせてございません。その当初の目的というところと、先ほどから来のこの位置づけのところで、いろいろなご意見がございますので、これは一時持ち帰らせていただきたいと存じます。

○林委員長 よろしいですかね。（発言する者あり）いいですか、小枝委員、よろしいですか。

○小枝委員 はい、いいです。はい。

○林委員長 はい。

では、木村副委員長。

○木村副委員長 私は、ちょっと端的に何点か伺います。

もともと神田警察通りや明大通りの整備にかかわって、区議会に陳情書が寄せられて、それがきっかけで始まった制度ですので。今回の道路整備方針の策定に当たってですよ、今の既存の街路樹に対しての否定的な影響を与えるものでは、これは困るわけで。で、ちょっと何点か確認させてください。

一つは、4-9の、先ほど課長が読み上げられたところですね。「成木時の樹高がおおむね10m程度」という文言を削除したと。これは、ビジョンという性格から具体的な数字は入れる必要ないだろうということで、削除されたということです。で、既存の街路樹って見ると、例えば明大通りでも神田警察通りのイチヨウ並木でも、成木になるとそれよ

りも高くなるだろうと。そうすると、道路構造令とか福祉のまちづくり条例とか、そういう法令に基づく制限、これはもう行政ですから遵守しなければならないけれども、イチョウだとか、プラタナスであるとかという、いわゆる樹種ですね、これを排除するものではないんだと。ちょっとその点を確認させてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらの4-9のところの表現で、既存の街路樹を特に排除するという、そういう考えではございません。

○木村副委員長 それから、4-10のところなんです。それで、これは二つ目の基本的視点のところ、電線類地中化や歩道拡幅などの整備内容によって、やむなく云々と。で、4行目で、樹木の取り扱いについて、地域と十分話し合いを行い、対応しますというところの、この「樹木の取り扱い」というところなんです。これは、いわゆる伐採だとか移植だとか、移植したら戻ってくるだとか。あとは、できる場合は、既存の街路樹を保存するだとか、さまざまな内容があると思うんだけど、既存の街路樹を生かすという問題も含めて、そういうことをひっくるめた意味と、その樹木の取り扱いというのは。ひっくるめたもの。これは、地域と十分に話し合っていくと、そういう意味なのかどうか、ちょっと確認させてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。今の木村副委員長のおっしゃるとおりでございます。

○木村副委員長 で、ちょっとそれがやっぱり一番心配でしたからね。で、これ、3-10のところの2ページのところで、これでちょっと最後ですけども、下線の下の部分で、区道の場合、街路樹が設置されているのは6割程度で、残りの4割には街路樹は設置されていない状況だと。で、できる限り植樹を進めていく方向だと。要するに、街路樹はふやしていくと、これは基本方向ですよ。それで、実際ですよ、幅員によって、ここでは2.5メートル以上ですか、道路構造令があるから、それが狭いとね、ちょっとそれは、歩行障害で植えないというそれは、これはもう法令上の縛りだから仕方ない。で、一定の幅員以上の場合、例えば、どういう樹種だとか、あるいは、植樹帯はどうするかだとか。で、この場合は、ちょっと、幅員が狭いから、すれ違えるように植樹帯は避けようだとか、いろんな植栽の基準というのが必要になってくると思うんですよ。

そうした場合、あくまでもこれがビジョンだといった場合、さらに、住民参加の方法も含めてですよ。これは先ほども、さまざまな、何だ、意見聴取の方法を検討の事業を進めていくというんだから、こういう方法だということまでは定めていないと。だとしたら、こういう、先ほど言った植樹を進めていくときに、どういう住民参加の方向でやっていくのかと。より詳細な、やっぱりルールというのは必要になってくるだろうと。今後ですよ。で、このビジョンを踏まえた形での、さらに詳細なルールというのが、おのずと必要になってくるだろうと。で、そうしたルールづくりというのが今後検討しているのか。あるいは——まあ、ちょっとじゃあ、ちょっと待って、検討していくのかどうかだけ、ちょっと確認させてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 その後の街路樹の整備マニュアルと申しますか、そういうものは検討する予定です。

○木村副委員長 マニュアル。はい。

それで、私もちょっと、何度か紹介させていただいた江戸川の街路樹指針。これは、確かに都心部の千代田区と、江戸川区と、それは地域が全然違うんで、これをそのまま千代

田区に当てはまるかということ、これは当てはまらない。これ、違いは、もちろん私も承知しています。ただ、なぜ、この指針をつくったのかという目的のところ、こうおっしゃっているんですよ。要するに、街路樹の重要性というのはますます高まっていると。で、今、ヒートアイランド現象が深刻ですけども、ね、東京の環境局のデータだと、千代田区が23区で一番暑いんだと。そういうふうになってきていると。

それで、そういう状況を含めると、やっぱり街路樹の役割、千代田区でも一層大きくなってきている。これは同じなわけですよ。同時に、もう一方で、その制約された空間で成長せざるを得ないわけだから。それは、ここで言っているのは、成長に伴い、ともすれば沿道住民の生活に支障を及ぼしている事例も見受けられるようになってくると。これはやっぱり千代田区でもそうなるでしょう。

ただ、この指針が言っているのが、それを維持管理の問題として捉えているわけですよ。もちろん樹種の選定というのがあるんだけど、維持管理の問題として、街路樹の責任じゃなくて。維持管理の問題として捉えて、そして、将来も、あらゆる社会ニーズに応じて、区民に愛される街路樹になるものとして、この指針をつくるんだと。やはり、こういう視点で、私はマニュアルというのをつくっていく必要があるんじゃないかと思うんですよ。だって、街路樹は必要なわけですから。で、区としても、今後ふやしていく。で、それが市民生活に支障を来すようなことになってはまずいわけで、そうならないような、やはりそのマニュアル、そして、みんなに愛される街路樹をつくっていくと、やっぱりそういう視点でのマニュアルに、私は、取りかかるべきじゃないかというふうに思うんですね。ちょっと、その辺についての見解だけ、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいま木村副委員長のおっしゃったとおり、街路樹、非常に大切ですし、その空間の中で維持管理ということで、道路の制約の中で整備して——整備というか、管理していかなきゃならないというところがございます。ですので、その辺につきましても、検討していきたいと考えてございます。

○林委員長 よろしいですか。ほかの委員の方はよろしいですかね。確認作業と陳情審査の中身で。まあ、随分持ち帰ってご検討をしていただく点もありますので、5件の陳情につきましては、（発言する者あり）はい。ええ。継続審査という形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、明大通りに関する陳情5件につきましては、継続審査の取り扱いとなりました。